

## 新エネルギー設備設置補助 — 手続きの手引き —

桐生市では、環境先進都市の実現に向けた取組みの一環として、住宅用の新エネルギー設備の導入を推進するため、蓄電池設置費用の一部を補助します。

### 補助金制度概要

申請受付

申請受付期間 **令和 3 年 5 月 6 日 (木) から  
令和 4 年 3 月 31 日 (木) まで**

受付場所 **環境課(市役所 本館 2 階)**

受付時間 **午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分**

※先着順で受け付けます。  
※郵送でも受付可能です。  
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受け付けできません。

補助件数

**40 件程度 (予算額 200 万円以内での補助)**

対象者

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自らが居住する市内の住宅(店舗、事務所その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、居住用部分が 2 分の 1 以上を占めるものとする。)に設置した者
- (3) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者
- (4) 補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した者
- (5) 過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない者  
**(同一項目で一度補助を受けたものについては補助対象外となります。)**
- (6) 住宅が共有名義又は他の者による所有の場合は、同意書を提出できる者

補助対象  
項目

補助対象項目

補助率等

補助額 (円)

蓄電池設備

10,000円/kWh

50,000(上限額)

申請  
書類

- ・環境都市推進補助金交付申請書兼完了報告書(様式第 1 号)
- ・添付書類

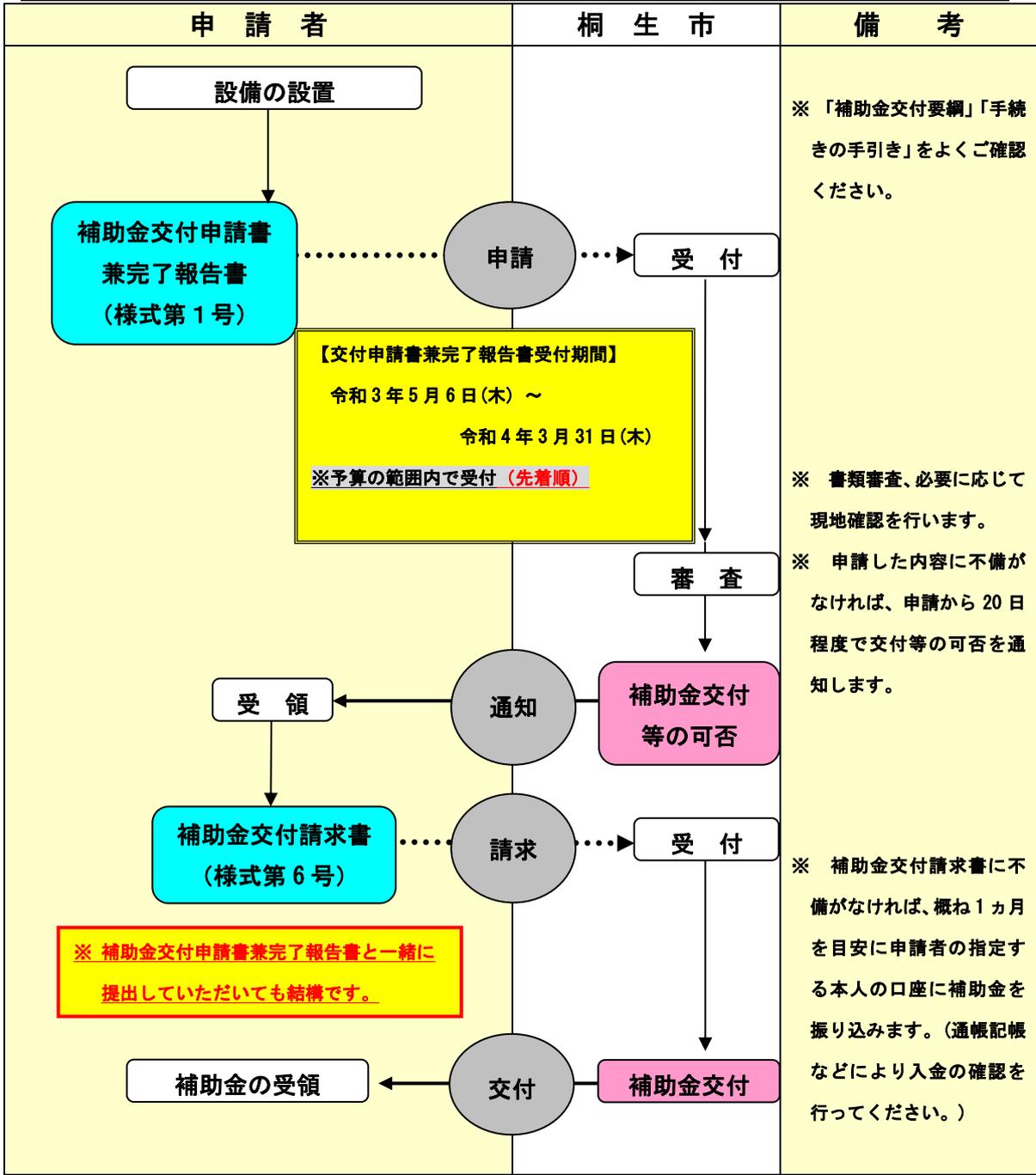
【申請書類等提出・問合せ先】 **桐生市役所 環境課 環境都市推進担当**  
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号  
電話(0277)46-1111(内線454・575) FAX(0277)43-1001(代表)

## < 目 次 >

	ページ
1. 補助事業の流れ	1
2. 補助の対象となる方	2
3. 補助対象項目、補助率等及び補助額	2
4. 交付申請書の受付期間	2
5. 申請に必要な書類	3
6. 対象要件、補助対象経費及び添付書類	3
7. 添付書類の注意点	4
8. 交付決定及び補助金額確定通知	4
9. 補助金の請求	4
10. 補助金の交付	5
11. 管理	5
12. 補助金交付の取消し・補助金の返還	5
13. その他	5
様式集	
・ 同意書 (共有名義の場合)	6
(他の者の所有の場合)	7

1. 補助事業の流れ

令和3年度 新エネルギー設備設置補助(桐生市環境都市推進補助金)事業の流れ



## 2. 補助の対象となる方

補助の対象となる方は、次に掲げる要件を全て満たす方です。(法人は対象外です)

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自らが居住する市内の住宅(店舗、事務所その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、居住用部分が2分の1以上を占めるものとする。)に設置した者
- (3) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者
- (4) 補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した者
- (5) 過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない者  
(同一項目で一度補助を受けたものについては補助対象外となります。)
- (6) 住宅が共有名義又は他の者による所有の場合は、同意書を提出できる者

## 3. 補助対象項目、補助率等及び補助額

補助対象と補助金額は、それぞれ次のとおりです。

補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります。

補助対象項目	補助率等	補助額(円)
蓄電池設備	10,000円/kWh	50,000(上限額)

## 4. 交付申請書の受付期間

次のとおり、補助金の交付申請を受け付けます。

受付期間	令和3年5月6日(木)～令和4年3月31日(木) ※予算の範囲内で、先着順で受け付けます。(予定件数40件程度)
------	---

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けできません。

※補助は予算の範囲内で行うため、受付期間の途中で受付を終了する場合があります。

### 【書類の作成にあたっての留意事項】

- ①使用する印は、全て同じものを使用してください。  
※印は認印等とします。(スタンプ印は不可)
- ②記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書使用の印を押印してください。  
※適正な訂正が行われていない場合には、再度書類の作成をお願いする場合がありますのでご注意ください。(修正液や取消し線のみ等の修正は不可)  
※金額の訂正が必要となった場合は、新たな用紙に再度記入をお願いします。
- ③提出していただく書類は1部で結構ですが、返却等はできませんので、必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

## 5. 申請に必要な書類

補助金の交付を受けようとする方は、受付期間内に、環境都市推進補助金交付申請書兼完了報告書（様式第1号）及び添付書類を環境課（市役所 本館2階）へ提出してください。

※郵送による提出も可能です。

※提出の際は、申請書に使用する印をお持ちください。

※代理人による提出も可能ですが、その場合は、環境都市推進補助金交付申請書兼完了報告書（様式第1号）の「3 申請手続の委任」の欄に記入・押印してください。

## 6. 対象要件、補助対象経費及び添付書類

### 蓄電池設備

対象要件	ア. 蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 イ. 当該補助年度内において設置されたもの。 ウ. 新品で購入したもの。
補助対象経費	機器費及び設置工事費
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・案内図</li><li>・契約書等の写し</li><li>・領収書等の写し(補助対象経費が確認できるもの)</li><li>・施工写真</li><li>※写真はカラー写真、カラー印刷にて提出してください。</li><li>・保証書の写し</li><li>・市税(国民健康保険税を含む。)完納証明書</li><li>・住民票の写し(世帯全員のもの)</li><li>・同意書(申請者以外の所有者がいる場合に限る)</li></ul>

※以下の場合の対象となりません。

- ・法人の場合
- ・別荘等一時的に使用するものや賃貸、販売等営利目的のもの

## 7. 添付書類の注意点

### 【完納証明・住民票の写しの取得】

○**完納証明**を取得できる場所と時間は、次のとおりです。(祝日・年末年始を除く)

場 所	曜 日	時 間
市役所 1階 税証明交付コーナー	月～金曜日	午前8時30分～午後6時30分
新里支所・黒保根支所 市民生活課 境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

※交付手数料350円は、恐れ入りますが申請者の方にご負担いただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受付時間に変更が生じる場合があります。

○**住民票の写し**を取得できる場所と時間は、次のとおりです。(祝日・年末年始を除く)

場 所	曜 日	時 間
市役所 1階 市民課 1番窓口	月～金曜日	午前8時30分～午後6時30分
	毎月第1・3日曜日	午前9時～午後4時
新里支所・黒保根支所 市民生活課 境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
	毎月第1日曜日	午前9時～午後4時

※交付手数料350円は、恐れ入りますが申請者の方にご負担いただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受付時間に変更が生じる場合があります。

## 8. 交付決定及び補助金額確定通知

補助金交付申請書兼完了報告書の内容を審査（必要に応じて現地調査を行う）し、補助金の交付及び交付すべき補助金の額を決定したときは、補助金交付決定及び補助金額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知します（補助金を交付できない方にも不交付決定通知書を通知します。）。

※申請書に不備がなければ、申請日から20日程度で交付等の可否を通知します。

## 9. 補助金の請求

補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた方(以下「交付決定者」という。)は、次の書類を**環境課(市役所2階)**へ提出してください。

(※補助金交付申請書兼完了報告書と一緒に提出していただいても結構です。その際は、日付を記入しないでください。)

(※正確に記入されていない場合は、振込みができないため再確認が必要となり、振込みが遅れてしまいますのでご注意ください。)

書 類 名	備 考
① 補助金交付請求書	様式第6号

## 10. 補助金の交付

補助金交付請求書が正確に記入されている場合は、請求書受領後（又は交付決定通知後）、概ね1か月を目安に申請者の指定する本人の口座に振り込みます。（通帳記帳などにより入金の確認を行ってください。）

## 11. 管理

交付決定者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

## 12. 補助金交付の取消し・補助金の返還

交付決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合、また交付要綱の規定に違反した等の場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部又は一部の返還を求められますので、ご注意ください。

## 13. その他

- ・補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・申請書の事務手続を第三者に依頼したことによるトラブル等については、一切責任を負いません。

**共有名義の場合**

年 月 日

(宛先) 桐生市長

(共有名義人) 住 所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

同 意 書

このたび、桐生市新エネルギー設備設置補助において、補助対象となる設備を設置した建築物は、私の所有に係るものであるため、以下の申請者に対し、善良な管理業務を果たすことを条件に、当該建築物における設置について同意します。

記

補助対象設備を設置した住所等

設置場所の住所 (申請者(設置者)の住所)	桐生市
申請者(設置者)の氏名	
申請者との関係 (申請者からみた共有名義人の関係)	

他の者の所有の場合

年 月 日

(宛先) 桐生市長

(建物所有者) 住 所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

同 意 書

このたび、桐生市新エネルギー設備設置補助において、補助対象となる設備を設置した建築物は、私の所有に係るものであるため、以下の申請者に対し、善良な管理業務を果たすことを条件に、当該建築物における設置について同意します。

記

補助対象設備を設置した住所等

設置場所の住所 (申請者(設置者)の住所)	桐生市
申請者(設置者)の氏名	
申請者との関係 (申請者からみた建物所有者の関係)	